

府政経運第 279 号
令和 2 年 7 月 17 日

経済財政諮問会議議長
安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三
(公 印 省 略)

内閣府設置法第 19 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第 43 号

当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。